

漁協系統金融機関の平成28事業年度末におけるリスク管理債権等の状況について

(単位：億円)

	平成28事業年度末	平成27事業年度末
貸出金総額	6,096	6,404
リスク管理債権	522	653
漁業協同組合	151	170
破綻先債権	33	38
延滞債権	96	106
3ヶ月以上延滞債権	14	16
貸出条件緩和債権	7	10
信用漁業協同組合連合会	371	483
破綻先債権	34	60
延滞債権	320	383
3ヶ月以上延滞債権	7	8
貸出条件緩和債権	9	32
貸倒引当金	207	239
個別貸倒引当金	186	210

資料：水産庁調べ。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、上記1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金(上記1及び2に掲げるものを除く。)
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1から3に掲げるものを除く。)
5. 計数は単位未満四捨五入のため不突合がある。
6. 漁業協同組合以外の金融機関は各年3月期。

(参考1)

○ 漁協系統金融機関リスク管理債権等の状況の比較（平成28事業年度末時点）

区 分	機関数	貸出金 (A) (億円)	リスク管理債権					貸倒引当金		比 率		
			合 計 (B) (億円)	破綻先債権 (億円)	延滞債権 (億円)	3ヶ月以上 延滞債権 (億円)	貸出条件 緩和債権 (億円)	(C) (億円)	個別貸倒 引当金 (億円)	B/A (%)	C/B (%)	
漁協系統合計	109 (111)	6,096 (6,404)	522 (653)	67 (98)	416 (489)	21 (24)	16 (42)	207 (239)	186 (210)	8.6 (10.2)	39.7 (36.6)	
漁 協	80 (82)	1,483 (1,567)	151 (170)	33 (38)	96 (106)	14 (16)	7 (10)	96 (104)	88 (89)	10.2 (10.8)	63.6 (61.2)	
信 漁 連	29 (29)	4,613 (4,837)	371 (483)	34 (60)	320 (383)	7 (8)	9 (32)	111 (135)	98 (121)	8.0 (10.0)	29.9 (28.0)	
参 考	全 国 銀 行	115 (115)	5,510,590 (5,375,170)	75,630 (81,990)	2,650 (3,060)	52,850 (60,190)	960 (910)	19,170 (17,830)	33,610 (34,880)	14,670 (18,260)	1.4 (1.5)	44.4 (42.5)
	信 用 金 庫	265 (266)	771,630 (740,840)	33,010 (35,760)	1,230 (1,350)	28,800 (31,080)	60 (60)	2,920 (3,260)	8,860 (9,480)	7,030 (7,460)	4.3 (4.8)	26.8 (26.5)
	信 用 組 合	152 (154)	137,930 (112,290)	6,340 (6,860)	460 (500)	4,940 (5,370)	30 (30)	900 (960)	2,450 (2,540)	2,010 (2,090)	4.6 (6.1)	38.6 (37.0)

資料：漁協及び信漁連は水産庁調べ、それ以外は金融庁調べ。

- (注) 1. 漁協以外の金融機関は各年3月期。
2. 計数は単位未満四捨五入のため不突合がある。
3. 全国銀行、信用金庫及び信用組合の計数は億円単位を四捨五入。
4. () 下段は、27事業年度末時点の金額等。

(参考2)

○漁協系統金融機関のリスク管理債権等の推移

(単位:億円、%)

		20事業年度	21事業年度	22事業年度	23事業年度	24事業年度	25事業年度	26事業年度	27事業年度	28事業年度
漁協系統 (109)	貸出金(A)	8,197	8,088	7,866	7,699	7,591	7,299	6,747	6,404	6,096
	リスク管理債権(B)	1,179	1,079	996	964	898	822	711	653	522
	破綻先債権	185	180	157	146	122	103	89	98	67
	延滞債権	843	799	719	720	695	640	557	489	416
	3ヶ月以上延滞債権	32	26	25	25	39	35	28	24	21
	貸出条件緩和債権	118	74	96	73	43	44	37	42	16
	リスク管理債権比率(B)／(A)	14.4%	13.3%	12.7%	12.5%	11.8%	11.3%	10.5%	10.2%	8.6%
	貸倒引当金	469	421	437	408	408	326	247	239	207
	うち個別貸倒引当金	435	383	399	369	369	298	225	210	186
	漁協 (80)	貸出金(A)	2,232	2,216	2,146	2,084	2,155	2,021	1,732	1,567
リスク管理債権(B)		328	307	292	274	275	238	199	170	151
破綻先債権		84	94	71	65	62	48	44	38	33
延滞債権		188	174	185	179	178	157	132	106	96
3ヶ月以上延滞債権		29	23	22	16	22	21	16	16	14
貸出条件緩和債権		27	16	14	14	14	12	8	10	7
リスク管理債権比率(B)／(A)		14.7%	13.9%	13.6%	13.1%	12.8%	11.8%	11.5%	10.8%	10.2%
貸倒引当金		207	204	229	215	215	167	122	104	96
うち個別貸倒引当金		194	187	209	192	192	154	113	89	88
信漁連 (29)		貸出金(A)	5,965	5,872	5,720	5,615	5,435	5,278	5,015	4,837
	リスク管理債権(B)	851	772	704	690	623	584	512	483	371
	破綻先債権	101	86	85	81	60	55	45	60	34
	延滞債権	655	625	533	541	517	483	425	383	320
	3ヶ月以上延滞債権	3	3	2	9	17	14	12	8	7
	貸出条件緩和債権	91	58	83	59	29	32	29	32	9
	リスク管理債権比率(B)／(A)	14.3%	13.1%	12.3%	12.3%	11.5%	11.1%	10.2%	10.0%	8.0%
	貸倒引当金	262	217	208	193	172	159	125	135	111
	うち個別貸倒引当金	241	196	190	177	157	144	112	121	98

資料：水産庁調べ

- (注) 1. 計数は単位未満四捨五入のため不突合がある。
2. 漁協以外の金融機関は各年3月期。
3. ()内は、28事業年度末時点での対象機関数。

(参考3)

漁協系統金融機関の金融再生法開示債権の状況について

(単位:億円、%)

		28事業年度末	27事業年度末
漁協系統 (109)	総 与 信 額	6,193	6,464
	金融再生法開示債権	553	676
	破産更生等債権	183	217
	危険債権	329	396
	要管理債権	42	64
	正 常 債 権	5,639	5,788
	不 良 債 権 比 率	8.9	10.5
信 漁 連 (29)	総 与 信 額	4,626	4,852
	金融再生法開示債権	385	496
	破産更生等債権	102	127
	危険債権	267	330
	要管理債権	16	40
	正 常 債 権	4,240	4,355
	不 良 債 権 比 率	8.3	10.2
漁 協 (80)	総 与 信 額	1,567	1,612
	金融再生法開示債権	168	180
	破産更生等債権	81	90
	危険債権	62	66
	要管理債権	26	24
	正 常 債 権	1,399	1,433
	不 良 債 権 比 率	10.7	11.2

資料: 水産庁調べ

- (注) 1. 「破産更生等債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
3. 「要管理債権」とは、3月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出債権(上記1及び2に該当する債権を除く。)をいう。)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(上記1及び2に該当する債権並びに3月以上延滞債権を除く。)をいう。)
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3に掲げる債権以外のものに区分される債権。
5. 計数は単位未満四捨五入のため不突合がある。
6. 漁協以外の金融機関は各年度3月期。
7. ()内は、28事業年度末時点での対象機関数。